

一般名処方について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

当院では、採用品の一部について一般名処を行っています。一般名処を行うことにより、保険薬局では医薬品の流通や供給が不安定な場合でも患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。また、令和6年10月から患者さんに希望により後発医薬品でなく、先発品を希望された場合は、両者の差額の4分の1を患者様自身が負担する仕組み(選定療養)が導入されます。ご理解ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

ご不明な点がございましたら主治医または薬剤師にお尋ねください。

※一般名処とは

薬の「商品名」ではなく「有効成分」を処方箋に記載することです。これにより有効成分が同じ複数の薬が選択できるようになります。



山口県立こころの医療センター

